

○宮崎大学国際連携センター規則

平成18年3月23日
制 定

改正 平成20年8月11日 平成22年9月22日
平成23年2月24日 平成24年10月31日
平成25年2月28日 平成25年3月29日
平成26年3月27日 平成28年3月25日
令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第13条第3項の規定に基づき、宮崎大学国際連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）の国際戦略に基づき、外国の大学及び教育研究機関等との連携のもとに、国際学術研究・国際教育及び国際協力を推進し、本学の特色ある国際事業の推進に資するとともに、学生及び研究者等の受入れ・派遣、外国人留学生及び外国人研究者等に対する日本語教育並びに生活・就学上のグローバルなサポートを行い、本学及び地域社会の国際化に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際事業の企画に関すること。
- (2) 外国の大学等との学術研究・教育連携及び交流協定締結に関すること。
- (3) 外国人留学生及び外国人研究者等に対する日本語教育・日本事情講義並びに生活・就学上の助言に関すること。
- (4) 短期留学プログラムの実施並びに海外留学を希望する学生に対する情報提供及び指導助言に関すること。
- (5) 開発途上国等に対する国際協力事業に関すること。
- (6) その他国際事業に関すること。

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 国際協力部門
- (2) 留学生支援部門

2 部門の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長 各1人
- (4) 専任教員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、センター業務を統括する。

2 センター長は、副学長（国際連携担当）をもって充てる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、各部門の業務を統括し、センター長を補佐する。

- 2 副センター長は、部門長の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 部門長は、当該部門の業務を統括する。

2 各部門長は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第9条 専任教員は、当該部門の業務を処理する。

- 2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(客員教授等)

第10条 センターに、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

- 2 客員教授等の任期は3年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授等の選考に係る事項については、別に定める。

(客員研究員)

第11条 センターに、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員研究員の選考に係る事項については、別に定める。

(国際戦略専門委員)

第12条 センターに、国際戦略専門委員を置くことができる。

- 2 国際戦略専門委員は、センターの各業務に関し専門的知識・見識を有する教員のうちからセンター長が委嘱する。
- 3 国際戦略専門委員は、センター長及び副センター長の命を受け、センターの業務の処理に協力する。

(海外感染症情報相談員)

第13条 センターに、海外感染症情報相談員を置くことができる。

- 2 海外感染症情報相談員は、海外の感染症事情及びワクチン接種情報等について専門的知識・見識を有する教員のうちからセンター長が委嘱する。
- 3 海外感染症情報相談員は、センター長の命を受け、海外渡航予定の本学学生から相談があった場合に、必要な情報提供等を行う。

(国際連携推進会議)

第14条 本学の国際事業の推進及びセンターの運営に関して審議するため、国際連携推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第15条 センターに、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

- 2 センターに置く寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 センターの事務は、研究国際部国際連携課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学国際交流推進室設置要項は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月31日から施行する。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。